

## 国際課税委員会（第32回）の概要

文責 森信茂樹

平成21年8月4日、経団連会館で第32回国際課税委員会を開催しました。今回は、京都産業大学法学部教授一高龍司氏から、「タックスヘイブン対策税制の課題 米国CFC税制からの示唆」についてお話しいただき、議論を行いました。資料は別添です。

### 話の概要

#### 、わが国と米国のタックスヘイブン対策税制

平成21年度改正（法人税法23条の2等）で、外国子会社配当(95%)益金不算入制度が創設された。出資比率25%以上(条約上の二重課税排除規定に従いさらに低比率出資も対象)、外国源泉税は税額控除も損金算入も不可、間接外国税額控除は廃止ということも併せてきまり、TH税制もこれらと一貫させるべく修正が行われた。「企業活動の実態等を注視しつつ、タックスヘイブン対策税制（CFC税制）移転価格税制等の見直しも不断に検討していくべき」（政府税制調査会「平成21年度の税制改正に関する答申」7頁とされている。

この結果、企業の租税目的の単純な行動例として、1) 価格操作を通じて軽課税国子会社に利益移転し配当として還流する誘因が大きくなるので、TP税制への圧力が予想される。2) 外国の配当支払時の源泉税（控除不可）を引き下げたいという誘因から、条約漁りの問題、特典制限条項への圧力が予想される。3) 何より、資産をTH税制の適用のない子会社に移転して当該資産に係る所得（受動的又は高い可動性）を配当として還流する作為的行動への誘因が働く。

TH税制上の対処の限界は以下の通りである。1) 50%超所有でなければ合算課税なしなので、25%以上50%以下の所有関係には対処不可ということ、2) 租税負担率25%超であれば合算課税なし、但し、租税便益は税率差に限定3) エンティティ単位で適用除外判定なので、「主たる」「50%超」等の要件を潜れば合算されないことである。いずれも、従来からある抜け穴であるが、本制度の導入により、非課税配当で正面から還流が可能となる点で大きく相違する。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。